前　金	部分払い
(有)　無	0　回

平成30年度 下施排継第1号

藤方排水機場電気設備
(自家用発電機等)改築工事

津　市　下　水　道　局

下　水　道　施　設　課

平成30年度	下施排継第1号	工 事 設 計 書	局　長	
			局 次 長	
工　事　名	藤方排水機場電気設備(自家用発電機等)改築工事		課　長	
			検 算 者	
施 工 場 所	津市　　藤方　　地内		調整・担当 主 幹	
設 計 金 額	￥　　— (内消費税等相当額　　円)		担当主幹	
			担　当 副 主 幹	
工　期	2019年8月30日限り		主　査 担　当	
工　事　の　大　要			設 計 者	

電気設備工事　　一式
　自家用発電機　　１台
　燃料小出槽　　１基
　発電機中継盤　　１面

位　置　図

平成３０年度下施排継第１号
藤方排水機場電気設備
（自家用発電機等）改築工事

内　訳　表

費　目	工　種	種　別	細　別	数量	単位	単価	金　額	摘　　要
本工事費				1	式	——	————	
	機器費			1	式	——		明細表第1号のとおり
		直接工事費		1	式	——	————	
			輸送費	1	式	——		
			材料費	1	式	——		明細表第2号のとおり
			労務費	1	式	——		明細表第3号のとおり
			複合工費	1	式	——		明細表第4号のとおり
			直接経費	1	式	——		明細表第5号のとおり
			仮設費	1	式	——		明細表第6号のとおり
		計 （直接工事費）						
		間接工事費		1	式	——	————	
			共通 仮設費	1	式	——		明細表第7号のとおり
			現場 管理費	1	式	——		
			据付 (技術者) 間接費	1	式	——		
			据付 (機器) 間接費	1	式	——		

津市設計書用紙

内　訳　表

費　目	工　種	種　別	細　別	数量	単位	単価	金　額	摘　　要
		計 （間接工事費）						
		計 （据付工事原価）						
		設計技術費		1	式	——		
	計 （工事原価）							
	一般管理費等			1	式	——		
	現場発生品控除			1	式	——		明細表第8号のとおり
	合計 （工事価格）							
	消費税等相当額			1	式	——		
本工事費	計							

津市設計書用紙

明　細　表

第　1　号

種 別	細 別	材 料	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘　要
機器費				1	式	―――	―――	
	自家用発電機		出力 250kVA	1	台			
	燃料小出槽 (架台付き)		容量 390L	1	基			
	発電機中継盤			1	面			
	計 (機器費)							

津市設計書用紙

明　細　表

第　2　号

種 別	細 別	材 料	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘　要
材料費				1	式	―――	―――	
	電線類	EM 600V CE/F	150sq -3c	15.9	m			
	電線類	EM 600V CE/F	2sq -2c	34.1	m			
	電線類	EM-IE	60sq	15.9	m			
	電線類	EM CEE/F	2sq -20c	15.9	m			
	電線類	EM CEE/F	2sq -2c	3.8	m			
	ケーブル、電線類付属材料	(絶縁キャップ付き圧着端子・マークバンド・ケーブル記号札等を含む)		1	式	―――		
	電線管	HIVE82		14.3	m			
	電線管	HIVE54		14.3	m			
	電線管	HIVE16		3.8	m			
	電線管付属材料	(接合材・端末器具・塗装・端末可とう		1	式	―――		
	プルボックス	SUS製	□600×600	3	個			
	小配管	炭素鋼鋼管	SGP 20A	6.82	m			
	小配管	亜鉛めっき鋼管	SGPW 25A	0.44	m			
	弁類	玉形弁	5K 20A	2	個			

津市設計書用紙

明　細　表

第　2-2　号

種 別	細 別	材 料	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘　要
	弁類	玉形弁	5K　25A	2	個			
	継手類	フレキシブル継手	20A×300	2	個			
	小配管付属材料			1	式	―――		
	継手類	プラグ鋼管用	40A	1	個			
	計(直接材料費)							
	補助材料費			1	式	―――		
	計(材料費)							

津市設計書用紙

明　細　表

第　3　号

種 別	細 別	材 料	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘　要
労務費				1	式	―――	―――	
	一般労務費			1	式	―――	―――	
	電工	据付工			人			
		撤去工			人			
	配管工	据付工			人			
		撤去工			人			
	計 (一般労務費)							
	技術労務費			1	式	―――	―――	
	技術者	据付工			人			
	小計							
	技術者	単体試験工 組合せ試験工			人			
	小計							
	計 (技術労務費)							
	計 (労務費)							

津市設計書用紙

明　細　表

第　4　号

種 別	細 別	材 料	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘　要
複合工費				1	式	―――	―――	
	コンクリート工			2.34	m^3			
	型枠工			11.3	m^2			
	鉄筋工			109	kg			
	構造物とりこわし工			0.44	m^3			
	防水モルタル仕上げ工			16.8	m^2			施工内訳書第 1 号のとおり
	モルタル充填工			0.37	m^3			施工内訳書第 2 号のとおり
	コア抜き	壁	φ150	1	箇所			
	計（複合工費）							

津市設計書用紙

明　細　表

第　5　号

種 別	細 別	材 料	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘　要
直接経費				1	式	―――	―――	
	機械経費	クレーン運転経費			日			
	軽微な機械器具損料			1	式	―――		
	計 （直接経費）							

津市設計書用紙

明　細　表

第　6　号

種 別	細 別	材 料	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘　要
仮設費				1	式	―――	―――	
	仮設費率による足場損料			1	式	―――		
	門型クレーン設置・撤去			1	式	―――		
	敷鉄板用支柱設置・撤去			1	式	―――		
	敷鉄設置撤去			92.9	㎡			
	計 （仮設費）							

津市設計書用紙

明　細　表

第　7　号

種 別	細 別	材 料	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘　要
共通仮設費				1	式	——	———	
	共通仮設費率計上			1	式	——		
	産業廃棄物処理費積上げ分			1	式	——		
	計 （共通仮設費）							

津市設計書用紙

明　細　表

第　8　号

種 別	細 別	材 料	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘　要
現場発生品(スクラップ)処分控除費				1	式	―――	―――	
	スクラップ 既存、鋼材類撤去品			4.54	t			
	計 (現場発生品処分控除費)							

津市設計書用紙

施 工 内 訳 表

第　1　号

種 別	細 別	材 料	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘　要
防水モルタル仕上げ工				1	㎡	―――	―――	
	モルタル	1:3		0.02	㎥			
	防水剤			0.5	kg			
	左官工			0.05	人			
	普通作業員			0.01	人			
計（防水モルタル仕上げ工）				1	㎡			

津市設計書用紙

施 工 内 訳 表

第　2　号

種 別	細 別	材 料	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘　要
モルタル充填工				1	m^3	―――	―――	
	モルタル	1:2		1.00	m^3			
	左官工			0.01	人			
	普通作業員			0.01	人			
計 (モルタル充填工)				1	m^3			

津市設計書用紙

平成３０年度下施排継第１号

藤方排水機場電気設備（自家用発電機等）改築工事

仕　　様　　書

津市下水道局
下水道施設課

第 1 章　　一般共通事項

1　適用範囲

本仕様書は、津市が発注する機械・電気設備に係る工事及び修繕（以下、「工事等」という。）に適用する。

2　関係法令等に遵守

本仕様書において特に明記無き事項については三重県公共工事共通仕様書（三重県県土整備部公共事業運営課監修兼編集）に従い施工すること。

また、機器仕様に記載した事項のほか使用する機器及び材料等については、その性質、操作性等を十分考慮したものを使用し、工事等の施工にあっては関係法令、県・市条例、規則、規定及び規格等を遵守することとし、下記に示す関係法令、規格等については特に留意すること。

（1）労働安全衛生法
（2）消防法
（3）建設リサイクル法
（4）電気事業法
（5）電気用品安全法
（6）電気技術規程（JEAC）〔内線規定〕〔高圧受電設備規程〕
（7）建築基準法
（8）計量法
（9）日本工業規格（JIS）
(10)日本電線工業会規格（JCS）
(11)電気設備に関する技術基準を定める省令
(12)電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）
(13)日本電機工業会標準（JEM）
(14)（機械・電気）設備工事一般仕様書及び標準仕様書（地方共同法人日本下水道事業団）
(15)（機械・電気）設備工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
(16)揚排水ポンプ設備技術基準・同解説（一般社団法人河川ポンプ施設技術基準）
(17)その他関係法令、条例及び規格、及び地方共同法人日本下水道事業団発刊基準類

上記の法律等は、全て適用するものの内容が競合等の重複する場合には協議をし決定する。

3　打ち合わせ

本工事等の請負契約終結後、すみやかに受注者は、本市監督員との打ち合わせ及び現場調査等を実施し、その施工内容を熟知すると共に、疑義があればこれを正し、受注者はその打ち合わせ内容についての議事録を作成し、記録等を整備するものとする。

4　環境配慮

受注者は、機器製作及び選定あるいは施工計画にあたり下記の事項について特に留意し、特に請負金額が750万円以上の場合にあっては、本市に建設副産物（スクラップ、コンクリート砕りガラ等）の再利用計画等について届けると共に、必要な書類を提出し、環境に配慮し施工しなければならない。

（1）騒音、振動の抑制

本工事等において使用する建設機械にあっては、排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき国土交通省で指定された建設機械を使用するものとする。

なお、排出ガス対策型建設機械に代えて、国土交通省で認定された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型と同等とみなすものとする。

（2）地下水のかん養（雨水浸透等）
（3）建設副産物の再利用（掘削残土の削減、現場内利用の促進、コンクリートガラ等の再利用促進、その他リサイクルの推進）
（4）廃棄物の適切な処分
（5）その他、機器選定等及び施工に係る省エネルギーの推進

５　承諾図書

受注者は、機器製作にあたり機器詳細仕様書、機器詳細図（製作機器及び購入機器の主要部品図、付属品図等を含む）、その他、必要な図書を本市に提出し、承認を受けるものとする。

６　軽微な変更

全て設計図書及び仕様書に基づき施工するものとして、これに明記なきもの、軽微な変更については、本市監督員の指示によるものとする。

７　器材・機器類の保管

受注者は、本工事等に必要な資材等の集積場所及び保管場所等について本市監督員の指示を受けて受注者の責任により管理すると共に、工事等の竣工引き渡しまでの器材・機器類等の保管、保護をしなければならない。

８　既設営造物の損傷、その復旧

受注者が既設の建築物及び構造物あるいはその設備、機器及び装置並びに備品等を破損、損傷または汚染した場合は、速やかに現状に復旧させると共にその費用の一切を受注者が負担する。

９　提出書類

提出書類は原則として三重県公共工事共通仕様書に記載するものの他、本市監督員の指示する必要な書類を提出するものとする。

なお、そのサイズは、指定なきものを除き原則全てＡ４版とする。

10　試験及び検査

（１）受注者は、機器及び材料の試験を行い、その成績書を本市監督員に提出し、承諾を受けるものとする。

（２）主要機器については、製作工場において本市監督員等の立ち会いのもとに諸試験を行うことがある。この場合、立会日の１０日以前に必要書類を添付のうえ、その試験、検査等について書面で申し出ること。

（３）機器、材料の検査及び試験のうち、公的またはこれに準ずる機関の発行した証明書等により、その成績が確認できるものについては、本市監督員の承諾のもとに省略することができる。なお、各試験、検査等は、受注者において必要な計器機器等を負担、準備し、実施しなければならない。また試験及び検査等に市監督員が立ち会わない場合は、その試験結果について写真、資料等を添付し本市監督員に報告すること。

（４）試験及び検査の結果、本市監督員等の承諾が得られず、工事等に使用することが不適当なものと判断された場合には、受注者は、いかなることがあっても使用してはならない。

11　機器製作及び現場施工の記録写真

（１）写真の分類

ア　着手前、現場施工状況及び完成写真（同一アングルにて撮影のこと）

イ　機器製作状況写真（機器製作手順による工事製作状況写真、既製標準品は除く）

ウ　現場施工写真（現場における施工状況写真）

エ　安全管理写真

オ　材料検収写真

カ　品質管理写真

キ　出来形管理写真

（２）写真の色彩、大きさ

カラー・サービスサイズ

（３）写真の撮影基準

ア　写真の撮影にあたっては、工事名、工種内容、測点等の必要な項目を記載した小黒板を被写体と共に写し込むこと。

イ　不可視部分の写真整理

不可視になる出来形部分については、出来形寸法等が確認できるよう特に注意して撮影しなければならない。

12　施工管理

（1）請負金額５００万円以上の工事等を受注または変更した場合、受注者は三重県公共工事共通仕様書「ＣＯＲＩＮＳへの登録」に準じ「登録内容確認書」を監督員に提示しなければならない。

（2）受注者は、現場における工事開始と共に責任ある技術者を現地に常駐させ、工事等の期間中の危険防止対策を十分に行い、労働災害の防止に努めなければならない。

（3）受注者は、常に資材その他の整理整頓、清掃に努め、また工事等の完了に際しては、施工場所の後片付け、清掃等を実施すること。

（4）機器、資材等の搬入は、できるだけ通学通勤時間帯を避けるものとして、万一、この時間と重なる場合には、関係車両は付近の住民等、一般車両を優先しなければならない。

（5）受注者は、付近の住民あるいは工事等の作業員に対して事故等、災害が発生した時は、速やかに本市監督員に報告しなければならない。

13　竣工

（1）施設等の受け渡し（引き渡し）

工事等の完了に伴う設備、機器、施設等の受け渡しは、本市のほか必要な関係官公庁署の試験、検査等に合格した後とする。

（2）技術指導

完成施設等の使用に先立ち各機器の操作技術について講習会等を受注者の責任において実施し、必要な資料を提出すること。

（3）保証

ア　保証期間は、完成検査合格後（引き渡しの日より）２年間とする。

イ　保証期間中に生じた施工及び材質あるいは構造上の欠陥による全ての破損及び故障等については、受注者の負担にて速やかに補修、改造または新品と交換を行わなければならない。

ウ　保証期間満了時には、受注者の担当技術者を派遣し、設置機器あるいは工事等の対象設備の点検及び整備を行わなければならない。

エ　保証書は、完成図書に綴じ込むものとする。

14　疑義

（1）本仕様書及び添付図面等の内容についての不明な事項は、必ず本市監督員に照会し、説明を受けること。

（2）施工中において、図面、仕様書、その他に疑義を生じた場合は、全て本市監督員の指示及び解釈による。

15　その他

（1）本工事等の設計図書、仕様書に記載する一切の機材等は、全て受注者が調達するものとし、工事等の実施の結果、設計数量より多少増加したり、詳細にわたり明記されていない事項であっても工事等の性格上、当然必要なものについては、全て受注者の負担とする。

（2）受注者は、工事等の施工にあたり特許権、その他第三者の権利の対象となっている機器、部材を設置または使用する時は、その設置及び使用に関する一切の責任を負うものとする。

（3）設備機器等の維持管理上、必要な予備品、消耗品及び工具類については、その一覧表を本市監督員に提出し、承諾を受けた後、納入するものとする。

第２章　　工事施工

１　工事概要

本工事は、藤方排水機場の経年劣化により機能停止した自家用発電機等を更新し、停電時の電源確保を目的とするものである。

２　工事内容

（１）　自家用発電機、発電機盤及び燃料タンクの既設機器撤去及び処分
（２）　撤去機器付属のケーブル、配管類の撤去及び処分
（３）　自家用発電機、燃料小出槽及び発電機中継盤の製作及び据付
（４）　ケーブル、電線管、配管、基礎、防油堤の据付
（５）　試運転・調整
（６）　その他必要な工事

３　機器仕様

（１）　自家用発電機

ア　形式　　屋外搭載型標準騒音パッケージ（機側１ｍで１１０ｄＢ（Ａ）以下程度）
イ　参考型式　ＡＰ２８０Ｄ
イ　数量　　１台
ウ　主要構成機器

三相交流発電機	１台
ディーゼル機関	１台
発電機盤（自動始動、充電器盤を兼ねる）	１面
始動用蓄電池	１組
共通台床	１台
給油用ストレーナ	１組
取付金具	一式
消音器	１組
その他必要なもの	一式

エ　仕　様

（ア）　発電機

種類	同期発電機
出力	２５０ｋＶＡ以上
相数	三相三線式
電圧	４４０Ｖ
力率	０．８（遅れ）
周波数	６０Ｈｚ
励磁方式	ブラシレス
回転速度	製造者標準による

（イ）　原動機

種類　　ディーゼル
冷却方式　ラジエータ式
始動方式　電気始動方式
使用燃料　Ａ重油

（ウ）蓄電池

種類　製造者標準（据置型鉛蓄電池又は制御弁式据置形鉛蓄電池）
容量　駆動時間１０　秒，休止時間５　秒の間隔で連続３　回以上行えるもの
消費された蓄電池容量を２４　時間以内に充電できるもの

（エ）塗装

塗装については粉体重耐塩塗装とし、塗装仕様はメーカ標準仕様とする。
（参考：下塗り／エポキシ樹脂系４０μｍ以上、上塗り／ポリエステル樹脂系６０μｍ以上）。

（オ）その他

燃料小出槽よりの油面低下の検出信号を受け、自家用発電機停止動作と連動する機構を設けること。

オ その他必要なもの　１式

（２）燃料小出槽（屋外用）

ア　数量　　１基
イ　有効容量　　３９０リットル
ウ　燃料種類　　Ａ重油
エ　本体材質　　ＳＵＳ３０４　ｔ２．５以上
オ　付属品　　点検口、給油口、送油口、返油口、排油口、油面計、通気口、油面低下検出器、架台（ＳＵＳ３０４　ｔ３．０以上）、点検用梯子、その他必要なもの

（３）発電機中継盤

ア　数量　　１面
イ　種類　　屋内鋼板製閉鎖自立形前背面扉
ウ　寸法　　W1400×Ｄ500×H2300mm 以内
エ　材質　　鋼板製
オ　機能　　新設自家用発電機付属の発電機盤と連動し、操作、故障表示、計測値表示等の機能を持たせ、既設電気設備との互換性を持たせること。

オ　主要盤面取付器具

名称銘板　　一式
操作、切替スイッチ　　一式
（手動－自動、停止－運転、遮断器 入–切、非常停止）
指示電気計器　　一式
（電圧計、電流計、電力計、周波数計、力率計、電力量計）
表示灯　　一式
（運転状態、切替状態、故障表示等）
その他必要なもの　　一式

カ　盤内取付器具

盤内照明、ヒータ	各１個
端子台、ヒューズ	一式
補助継電器	一式
盤内配線	一式
その他必要なもの	一式

（４）既設機器仕様

ア　自家用発電機

（ア）製作会社　㈱日立製作所

（イ）形式　ＥＦＣ１０Ｐ－ＲＤ

（ウ）仕様　出力　２５０ｋＶＡ

電圧　４４０Ｖ

（エ）重量　４．１ｔ

イ　既設発電機盤

（ア）製作会社　㈱日立製作所

（イ）種類　屋内鋼板製閉鎖自立形前背面扉

（ウ）寸法　W1400×D500×H2300mm

４　仮設

（１）機器等搬入道路では幅員制限があるため、十分調査のうえ機器等を搬入搬出する際は、安全かつ円滑に運搬できるよう仮設を設けること

（２）堤防道路で揚重機械を用いる際は図面を参考に十分に耐荷重を満たす敷鉄板及び支柱設置を用いて行うこと。

（３）施設内の重量機器移動の際は敷鉄板を養生のうえコロ引きを行い、段差箇所については門型クレーン、チェーンブロック、レバーブロック等を用いて行うこと。

（４）敷鉄板規模　９２．９㎡

（５）門型クレーン規模　W5000×H5000×１、W3000×H4000×２

５　撤去品の処分について

撤去品が産業廃棄物の対象となる場合は、産業廃棄物処理の許可を有する施設で処理すること。また、受入れ先のマニフェスト等を施工管理資料として監督員に提出すること。

６　その他事項

（１）当該排水機場は津モータボート競艇場に隣接するため、施工においては可能な限り競艇事業の運営に配慮を行うこと。

（２）発電機中継盤の設置及び既設発電機盤の撤去に伴い、遠方監視装置等の既設電気設備との信号接続及び確認行うこと。

（３）試運転については、市監督員立ち合いのもと排水ポンプ等運転のうえ、実負荷運転を行うこと。

（４）その他現場機器等の設置状況において不具合が生じた場合は、その詳細を別途協議し施工範囲を確定する。

区分	自家用発電機	機器名称	自家用発電機	容量	250 kVA

運転方式	既設 1 組	今回(更新) 1 組	全体 1 組

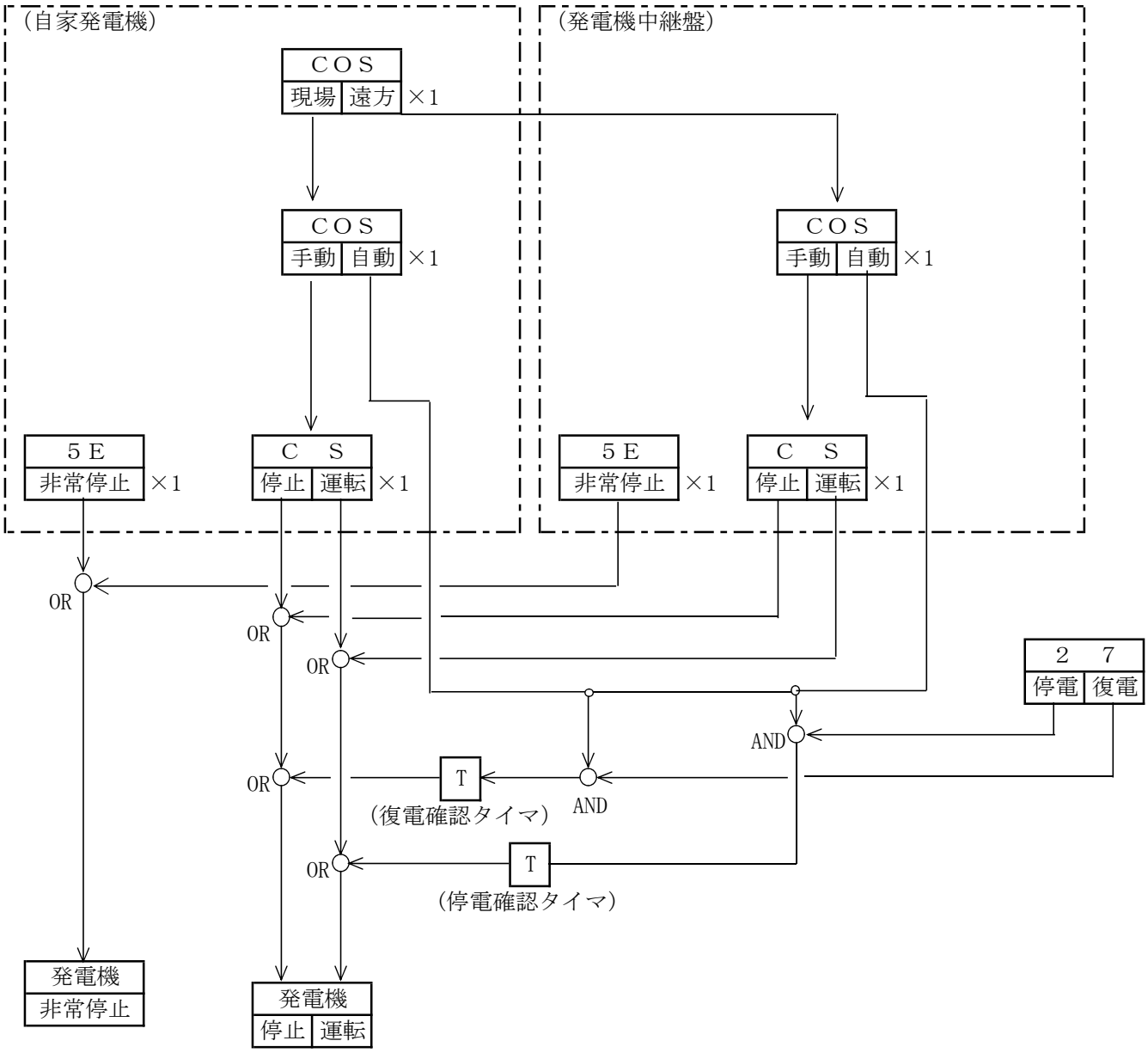

運転条件

重故障でない。
燃料油面低下でないこと

自家用発電機

	項　　目	発電機盤（自家用発電機）		発電機中継盤		遠方監視装置						備　考
		表示	操作	表示	操作	表示						
運転・状態表示	現場	○		○								
	遠方	○		○								
	自動	○		○		○						
	手動	○		○								
	自家発　運転	○		○		○						
	自家発　停止	○		○								
	商用電源	○		○								
	自家発電源	○		○								
	停電	○		○								
	運転中	○		○								
	送電中	○		○								
運転操作	現場－遠方　切替ＳＷ		○									
	手動－自動　切替ＳＷ		○		○							
	停止－運転　操作ＳＷ		○		○							
	しゃ断器 切－入　操作ＳＷ				○							
	非常停止　操作ＳＷ		○		○							
故障・異常表示	自家発故障			○								
	緊急停止	○										
	始動渋滞	○										
	過速度	○										
	過電圧	○										
	過電流	○										
	冷却水温度上昇	○										
	潤滑油油圧低下	○										
	不足電圧	○										
	周波数低下	○										
	充電器異常	○										
	地絡過電圧	○										
	燃料油面低下	○		○								
	重故障					○						
計器類	発電機電圧	○		○								
	充電電圧	○										
	バッテリー電圧	○										
	発電機電流	○		○								
	潤滑油圧力	○										
	電力	○		○								
	潤滑油温度	○										
	冷却水温度	○										
	周波数	○		○								
	力率	○		○								
	運転時間	○										
	電力量			○								

第３章　特記事項

１　他工事等との協調

施工現場において他工事等と競合、輻輳する場合には、必ず本市監督員の指示を受け他工事等との協調を図り施工すること。

２　作業日時

作業日時は、土、日曜日、祝日を除く８時３０分から１７時までとする。時間外作業をするときは、本市監督員の承諾を得ること。

３　発生材の処分

工事等に伴った発生材等についての処分にあたっては特に留意し、工事等施工中はもとより施工完了後においてもその処分経過を明らかにしておくこと。

４　産業廃棄物税

本工事等には、産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の４月１日から８月３１日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期限を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。

５　工事完成報告書

工事完成報告書の提出部数は２部とする。

６　完成図書

施工図及び取扱説明書等の完成に伴う完成図書は原則として３部作成するものとする。なお、作成にあっては本市監督員の指示に従うものとする。

７　現場施工の時期

本工事施工時期にあっては、本監督員と協議のうえ決定し、既存施設の機能をできるだけ損なわないように留意し施工すること。

特に、ポンプの機能を損なう施工は降雨時を避けて実施することし、極力短期間で復旧できるように、工法・施工手順等について、十分本市監督員と協議すること。

８　その他

他の既設設備の維持管理に支障がないように通路等を確保すること。

第４章　支払いに関する事項

【前金の支払い】

請負代金の額が１３０万円以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めたときは、請負代金額の１０分の４以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いをするものとする。

なお、工事における継続事業の年度別総事業費の割合は次のとおりとする。

２０１８年（平成３０年）度	０％程度
２０１９年度	１００％程度

第５章　工事施工監理に関する事項

【部分下請負通知書】

受注者は、工事等の一部分について下請負させる場合は、部分下請負通知書を監督員に提出するものとする。なお、下請負業者（再下請負業者も含む）との契約書等の写し、下請負業者（再下請負業者も含む）の建設業の許可の写し及び主任技術者等の資格者証の写し等を添付するものとする。

【現場の管理】

受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事等名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。

＜名札の一例＞

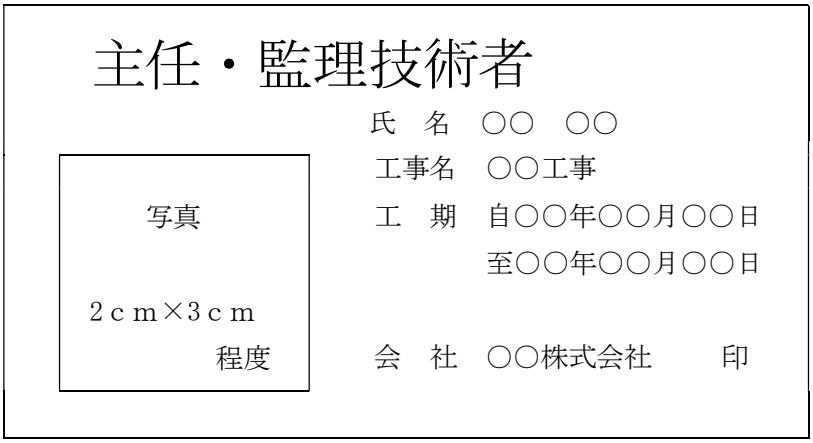

注１）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注２）所属会社の社印とする。

【施工体制台帳等】

受注者は、工事等を施工するために下請負契約を締結した場合には、下請金額にかかわらず施工体制台帳を作成し、工場現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出するものとする。

第６章　暴力団等の不当介入の排除等に関する特記仕様書

１　趣旨

この特記仕様は、本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定めるものとする。

２　用語

この特記仕様における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成２７年津市訓第７６号）において使用する用語の例による。

３　受注者等の義務

⑴　本市の契約等の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。

⑵　受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。

⑶　受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。

⑷　受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。

なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。

４　入札参加資格者等及び受注者等に対する措置

入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準（平成２１年４月８日施行）に基づく指名停止措置を講じるものとする。

また、上記３の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。

５　契約等の解除

上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。

［産業廃棄物収集運搬車への表示・書面備え付け］

産業廃棄物の収集運搬に係る表示及び書面備え付けを行うものとする。

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業者の表示例

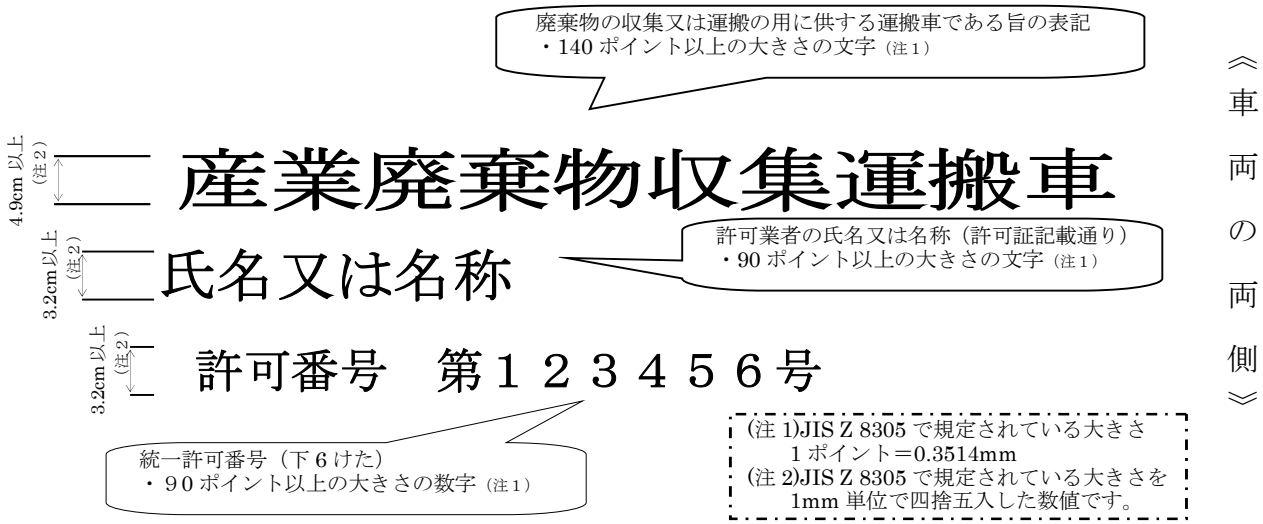

排出事業者が自ら収集運搬する場合の表示例

表示方法に関する注意事項

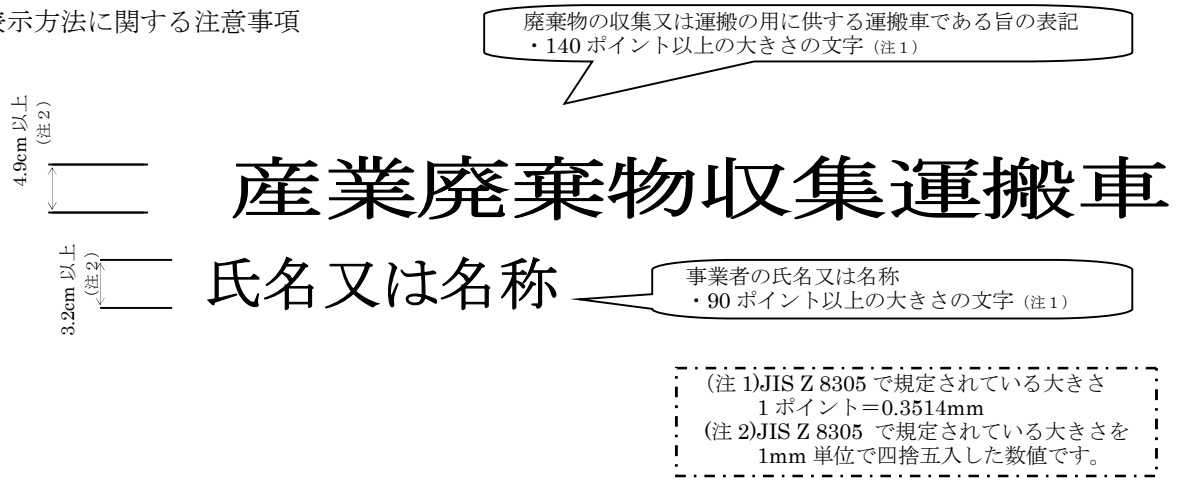

表示方法に関する注意事項

- 車両の両側面（車体の外側）の見やすい位置にわかりやすいように表示すること。
- 表示は車体に直接塗装するか、プレートを車体に鋲で固定することが望ましい。やむを得ずステッカー、はめ込みプレート、マグネットにより着脱が可能な方法で表示を行う場合、ステッカー等の素材には風雨に耐えられるものを使用すること。また、走行中に破損したり、車体から外れたり、他者に容易に取り外されないようにすること。
- 文字･数字には、車体･ステッカー等の色を考慮し、識別しやすい色を用いること。また、風雨でかすれたり、容易に書き換えられないようにすること。汚れ等が付着した場合は、ただちに取除くこと。

配慮依頼事項

受注者においては、この契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮いただくようお願いします。

なお、当該配慮依頼事項は、発注者である津市が受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が津市のお願いに応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。

記

1　下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。）が認められた契約にあっては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用することに配慮してください。

2　資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用することについても配慮してください。

3　建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすることに配慮してください。

4　業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用することに配慮してください。

津市公契約条例に関する特記仕様書

1　趣旨

この特記仕様は、本市が締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図ることに関し、必要な事項を定めるものとする。

2　用語

この特記仕様における用語は、津市公契約条例（津市条例第２２号）（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

3　受注者等の責務

⑴　関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。

⑵　受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。

⑶　受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。

⑷　受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。

⑸　受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。

⑹　受注者等は、条例第７条第１項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。

4　公契約の解除等

市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。

⑴　条例第７条第１項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。

⑵　条例第８条第１項の規定による命令に従わないとき。

⑶　条例第８条第２項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。

⑷　⑴から⑶に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。

⑸　特定公契約にあっては、別紙誓約事項に違反したとき。

労働環境の確保に係る誓約事項

津市公契約条例（以下「条例」という。）第６条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。

また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。

記

1　津市公契約条例施行規則第８条に掲げる関係法令（次項において単に「関係法令」という。）を遵守すること。

2　関係法令に違反し、関係機関から是正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）へ報告すること。

3　条例第７条第１項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。

4　労働者が条例第９条第１項の規定による申出（以下「違反申出」という。）をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。

5　労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。

6　労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。

7　市長等が行う施策に協力すること。